皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、一月二十一日午前十時四分御出門、障害者週間にちなみ、リゾートトラスト株式会社東京本社事務支援センター（渋谷区）へ行幸啓、同十一時二十六分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年２月４日

中国地方整備局長　栗田　悟

道路の種類	路線名	区間
一般国道	188号	光市中央二丁目11番３から同市中央二丁目11番１までの上り線

公告

諸事項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

横浜地方検察庁小田原支部検察官

平成25年検第2697号詐欺未遂被疑事件（平成25年領第754号）　1．ダイヤモンド６個。2．販売証明書１枚

千葉地方検察庁検察官

平成25年検第103909号関税法違反被告事件（平成25年領第1527号）　1.アメリカ合衆国1,107ドル。2．茶色粘着テープ等１個

平成25年検第103910号関税法違反被告事件（平成25年領第1528号）　1．アメリカ合衆国1200ドル

太田区検察庁検察官

平成23年検第200774号道路交通法違反被疑事件（平成23年領第192号）　1．普通乗用自動車１台「受還付人柳晶文」

長野区検察庁検察官

長野区検察庁平成25年検第100302号窃盗被告事件（平成25年領第66号）　1．書類バッグ２個。2．デジタルカメラ６台。3．たばこ30個。4．長財布３個。5．携帯音楽プレイヤー７台。6．商品券195枚。7．図書カード２枚。8．収入印紙12枚。9．切手32枚。10．オレンジカード１枚。11．クオカード２枚。12．封筒１枚。13．ケース２個。14．ライター４個。15．充電器５個。16．ナビゲーションシステム１台。17．ＵＳＢケーブル１本。18．ソフトケース４個。19．キーケース３個。20．名刺入れ２個。21．腕時計２個。22．指輪２個。23．ビニールケース２個。24．レーザーディスタンスメーター１個。25．カードケース２個。26．キーホルダー２個。27．ナップサック１個。28．車両部品様のもの６個。29．携帯電話充電器１個。30．電源コード１個。31．香水１個。32．絆創膏２袋。33．ＣＤ・ＤＶＤ79組。34．手提げバッグ２個。35．ＣＤケース21個。36．箱（紙製ＣＤケース）１個。37．ＣＤ（ケースのないもの）３枚。38．レンズクリーナー（ＣＤ型）１式。39．プラスチック製袋１枚。40．ＦＭトランスミッター２個。41．小銭入れ１個。42．ダンボール箱１個。43．ほうき１組。44．レーダー探知機１台。45．使い捨てライター１個。46．カゴ１個。47．ＵＳＢカードリーダー１個。48．ストロボ１個。49．充電池１個。50．カセットテープ１本。51．コード１本。52．カメラ部品様のもの１組。53．カメラ部品様のもの１個。54．バッグ１個。55．ポーチ４個。56．電子辞書１台。57．ゲームソフトケース１個。58．現金13,763円。59．トートバッグ１個。60．電子はかり１個。61．ゲームソフト１個

神戸地方検察庁龍野支部検察官

平成25年検第153号建造物侵入、窃盗被告事件（平成25年領第120号）　1．ポンプ５台。2．草刈機６台。3．脚立１組。4．ドライバードリル（ケースに充電器と在中）１個。5．道具箱（工具等在中）１箱。6．ガソリンタンク（ガソリン在中）４個。7．ガソリンタンク（混合油在中）１個。8．工具箱（ドライバー・ねじ等在中）１箱。9．インパクトドライバー（工具箱に充電器及び予備バッテリーと在中）２セット。10．インパクトドライバー（工具箱に充電器と在中）１セット。11．電気ドリル１台。12．ドリルドライバー１台「受還付人田辺某」。13．インパクトドライバー１台。14．アルミブリッジ２組。15．丸のこ２台。16．ブースターチャージャー１台。17．チェーンソー１台。18．ブロワー１台。19．エアネイラ（ケース入り）１個。20．ロール釘打機（ケース入り）１個。21．ばら釘打機（ケース入り）１個。22．コイルネイラ（ケース入り）２個。23．肥料散布機２台

名古屋地方検察庁検察官

平成25年検第102878～102880号住居侵入、窃盗被告事件（平成25年領第3576号）　1．ネックレス１本。2．紐３本。3．指輪７個。4．腕時計１個。5．ペンダント１本。6．石３個

大分地方検察庁検察官

平成24年検第101255号詐欺未遂被疑事件（平成25年領第143号）　1．封書１通「受還付人山下博」。2．現金40,000円。3．封筒１枚「以上受還付人田村真二」。4．レターパック１通「受還付人福本久子」

秋田地方検察庁検察官

平成24年東京地検立川支部検第1861号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反、詐欺被告事件（平成24年領第247号）　1．現金2,002,000円。2．総合口座通帳１通。3．携帯電話機１台「以上平成24年３月14日警視庁多摩中央警察署において押収」。4．携帯電話機１台。5．印鑑１個「以上平成24年３月15日東京都八王子市椚田町500番地５サンハイツ中西206号室において押収」

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社穴吹不動産センター
２．住所　香川県高松市藤塚町一丁目11番22号
３．代表者の氏名　歸耒　正起
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号四国財務局長（金商）第20号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年８月４日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて四国財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年２月４日

四国財務局長　鶴谷　明憲

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第８３８号

大阪府堺市鴨谷台１－８－５
申立人　高橋　夏代
本籍兵庫県神戸市中央区元町通５丁目47番地１、最後の住所大阪府堺市堺区東雲西町３丁２番30号、死亡の場所大阪府堺市北区、死亡年月日平成25年２月10日、出生の場所大阪府大阪市浪速区、出生年月日昭和32年12月17日、職業不詳
被相続人　亡　岡本美知代
事務所大阪府堺市堺区中瓦町１丁１番21号　堺東八幸ビル５階
相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

大阪家庭裁判所堺支部

平成２５年（家）第２３１０号

神戸市中央区浪花町62番地の１
申立人　兵庫県信用保証協会
本籍兵庫県姫路市竹田町５番地２、最後の住所兵庫県姫路市竹田町５番地４、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日平成24年１月26日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和18年５月９日、職業自営業
被相続人　亡　辻口　弘光
事務所兵庫県姫路市北条口２丁目63番地谷林・小川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小川　政希

神戸家庭裁判所姫路支部

平成２５年（家）第９２１号

奈良市富雄元町１丁目15番３号
申立人　松田　宏二
本籍奈良市中院町24番地、最後の住所奈良市芝辻町20番地、死亡の場所奈良県奈良市、死亡年月日平成25年７月26日、出生の場所奈良県奈良市、出生年月日昭和10年10月15日、職業無職
被相続人　亡　野田　セキ
事務所奈良県生駒市元町１丁目５番12号　本城ビル２階Ａ　阪奈総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤木　秀行

奈良家庭裁判所